

国民年金保険料額が 変わりました

令和2年度の国民年金保険料額は、

月額

16540円

となりました。

■前納制度(保険料の前払い)

前納制度を利用し、現金で保険料を1年度分前納した場合、毎月払いと比べて3520円の割引となり、6か月分前納でも810円の割引になります。

■保険料の納付は便利

口座振替をお勧めします
口座振替をご利用いただくと、保険料が自動的に引き落とされるので、金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく、とても便利です。

また、口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6カ月前納・1年前納・2年前納もあり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。

■保険料を納めるのが

困難なとき:

経済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合、申請により保険料の納付が免除・猶予になる制度があります。

また、学生の方には、在学期間中の保険料の納付を猶予する「学生納付特例制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態でも、障がいを負われたり、亡くなられたりといった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受け取れなくなることがあります。

詳しくは、田辺年金事務所(☎0739・24・0323)または住民福祉課(☎63・3800)まで。



文化会館 巡回相談・各種教室 のお知らせ

文化会館にて、次の巡回相談および各種教室が実施されます。

◎生活自立相談

御坊保健所の自立支援相談員による巡回相談です(毎月第2水曜日開催)。「生活のこと」「仕事のこと」などの困りごとでお悩みの方、生活の安定や就労に向けた相談・支援に取り組みます。

◎就職相談

日高振興局地域振興部の就職促進相談員による巡回相談です(毎月第4木曜日開催)。ハローワークの求人情報、職業訓練情報等、就労と生活の安定に向けた相談に応じます。

◎各種教室

書道・手話・生け花の教室を開催します。参加ご希望の方は、住民福祉課(☎63・3800)までお申し込みください。

※巡回相談・各種教室の詳細につきましては下表をご覧ください。

No.	教室名等	講師名	日程	時間	対象
1	書道教室	上田 耕	毎週水曜日	19:30 ~ 21:00	一般 (高校生以上)
2	手話教室	梅本正行	毎週木曜日	19:30 ~ 21:00	
3	生花教室 (末生流)	寺井陽子	毎月 第2・4金曜日	18:30 ~ 20:30	

各種教室について

	生活自立相談	就職相談
4月	8	23
5月	13	28
6月	10	25
7月	8	30
8月	12	27
9月	9	2、24
10月	7	22
11月	11	26
12月	9	24
1月	13	28
2月	10	25
3月	10	25
時間	13:00~15:00	

巡回相談日程表

※相談は無料で、予約不要です。

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給要件について

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給要件に該当すると思われる方は、お気軽にお問い合わせください。

また、現在同手当を受けられている方は、住所や氏名などを変更された際には届出が必要となりますので、速やかに住民福祉課まで届出てください。

また、両手当の手当額が令和2年度より下記のとおり変更となります

詳しくは、住民福祉課(☎63・3800)まで。



児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもや、父または母に一定の障がいがある家庭の子どもを育てている方に、子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日(一定の障がいがある場合は20歳未満)まで支給される手当です。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

手当の額

児童扶養手当額(月額)

児童数		改正前	改正後
子1人	全部支給	42,910円	43,160円
	一部支給	42,900円～10,120円	43,150円～10,180円
第2子加算	全部支給	10,140円	10,190円
	一部支給	10,130円～5,070円	10,180円～5,100円
第3子以降加算 (1人につき)	全部支給	6,080円	6,110円
	一部支給	6,070円～3,040円	6,100円～3,060円

支払日

支払期	3月期	5月期	7月期	9月期	11月期	1月期
支払日	3月11日	5月11日	7月10日	9月11日	11月11日	1月8日
支給対象月	1月・2月分	3月・4月分	5月・6月分	7月・8月分	9月・10月分	11月・12月分

特別児童扶養手当

20歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障がいもしくは長期にわたる安静を必要とする病状にある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

手当の額

特別児童扶養手当額(月額)

級	改正前	改正後
1級	52,200円	52,500円
2級	34,770円	34,970円

支払日

支払期	4月期	8月期	12月期※
支払日	4月10日	8月11日	12月11日
支給対象月	12月～3月分	4月～7月分	8月～11月分

※12月期は11月11日に受け取ることができます。

※2019年全国消費者物価指数の実績値により引き上げとなります